相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡高森町下市田一四四一番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田一四四一番地の二　被相続人　亡　棚田登紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

長野県飯田市育良町一丁目一一番地七　事務所長野県飯田市大瀬木四〇五六番地一　相続財産管理人　木下　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市天竜区横川二五二三番地、最後の住所浜松市西区篠原町一八三四五番地の二八　養護老人ホーム篠原ケアルーム　被相続人　亡　川合　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

静岡県磐田市下本郷二六六―五八　相続財産管理人　森西　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市大宮町周枳五二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉岡　利美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

京都府京丹後市大宮町周枳一九七五番地　ミックビル三階　丹後ひらり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平林美沙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市両月町二五三番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前田　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

兵庫県小野市王子町七一九―一　相続財産管理人　弁護士　横山　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県岩出市山一七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　國生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

事務所和歌山県岩出市西野一三五番地の二一（旧事務所和歌山県岩出市川尻二八〇番地の一二）　相続財産管理人　司法書士　野嶋弘太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

兵庫県美方郡新温泉町春来八五五番地、最後の住所鳥取県鳥取市覚寺五八番地二　被相続人　亡　田中　宣二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

鳥取県鳥取市若桜町三九番地ロゴス会館三階　相続財産管理人　司法書士　松尾　貴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

鳥取県鳥取市元町二七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片山　勝三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

鳥取県鳥取市若桜町三九番地ロゴス会館三階　相続財産管理人　司法書士　松尾　貴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市青野一九五番地、最後の住所熊本県玉名市伊倉北方二三八八番地四　被相続人　亡　増永　菫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十一日

事務所熊本県熊本市中央区南熊本四丁目七番七号二階　相続財産管理人　野田　浩光

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月三十一日

一、墳墓等所在地　茨城県土浦市立田町三―二八

一、墳墓等の名称　浄真寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　中野家　中野あさ、海東、中野寧造、中野贇郎、中野志げ、不詳五名、栗山家　栗山民蔵、栗山ヤス、栗山徳兵エ、ゆわ、栗山徳之助、不詳八名、中澤家　中澤清子、宮崎家　宮崎なか、下條家　不詳一名、酒井家　不詳一名、佐藤家　不詳一名、高野家　不詳一名、加藤家　加藤光方、与し子、加藤金治郎、不詳七名、菊田家　菊田はな、菊田くら、利久、あき、六郎、まさ、利兵衛、津岨、孝、不詳四名、久松家　久松みね、久松豊吉、赤津、久松ナヲ、久松源次郎、久松富蔵、久松きち、久松とも、久松幸太郎、家名及び氏名不詳七基

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年８月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(3)6094　③代表取締役　多田春彦　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　千葉県千葉市稲毛区小仲台６―１―４北沢ビル１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　ハウスコム株式会社　代表取締役　多田春彦

一、改葬を行おうとする者　茨城県土浦市立田町三―二八　宗教法人浄土宗浄真寺　代表役員　福永　龍弘

無縁墳墓等改葬公告

このたび西宗寺境内墓地で、墓地使用者不明の無縁墳墓について、改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として合祀することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月三十一日

一　墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉北区香春口二丁目四番二三号

一　墳墓等の名称　浄土真宗本願寺派西宗寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名

本籍不詳　日田野家墓地　日田野丑松、日田野一男、日田野敏行、日田野シゲ、日田野滝二、日田野加代子

本籍不詳　本田家墓地　本田留次郎

本籍不詳　武田家墓地　武田改造、武田マキ、武田一久

本籍不詳　木谷家墓地　木谷源之助、中馬兼親、中馬朝子、中馬善之助、中馬タケ

一　改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉北区香春口二丁目四番二三号　宗教法人西宗寺　代表役員　毛利　俊英